

# 関係機関から挙げられた意見及びその対応案(主要な指摘事項の抜粋)

資料3

No.	分類	コメント(質問、意見など)	対応(案)
1	法令上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本手引きの法的な位置づけや効力は？</li> <li>・再生利用を行う法的根拠は？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除去土壌の再生利用は、放射性物質汚染対処特措法及び同施行規則に基づき行われる処理の一部であり、別途、必要な改正を検討している。</li> </ul>
2	理解醸成等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用の枠組について、国民・地域住民等の理解を得ることが必要。</li> <li>・本手引きが作成された段階で、市町村への意見照会や国民に対して内容の説明を行うべき。</li> <li>・国民的理解の醸成、地元住民等の理解・信頼を得るための取組について追記すべき。</li> <li>・再生利用先の地元住民等へ説明等を行い、理解を得られた場所においてのみ利用することを追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本手引きは除去土壌の再生利用に係る安全性確保の観点から、主に再生資材化、再生資材の利用及び維持管理等に係る技術的な留意事項を示したものである。また、技術的な検討を進めると同時に、国民的理解醸成のための取組を進めていく。</li> <li>・手引きの内容について必要な周知、説明の方法について検討する。</li> </ul>
3	再生資材利用施設において、将来的に形質変更や施設の廃止等の必要性が生じた場合の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の想定には無くても、将来的に形質変更を行うことが必要になった場合には？</li> <li>・施設の管理替え及び廃止時の取扱いは？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再生資材化使用施設の維持管理期間中に、再生資材利用時には想定されていないなかった形質変更が必要となった場合あるいは再生資材化使用施設の管理替えもしくは廃止が行われることとなった場合には、再生資材化実施者は施設管理者と十分に協議を行う」旨を追記する。</li> </ul>
4	農地における再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地である場合には、再生資材利用者及び施設管理者は誰になるのか？公的主体がどのように管理するのか？。</li> <li>・将来にわたって人為的形質変更が行われないよう担保する方法等は？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの用途の場合であっても、「再生資材化実施者及び公的主体(関係省庁、自治体等)による管理を行う」ことを前提としているが、具体的には、現在実証事業を実施中であるため、その結果等を踏まえ記載を検討する。</li> </ul>
5	再生資材の溶出試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用予定現場と同等の環境下で溶出試験を実施すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資材化から放射性物質の溶出のおそれがある場合について、溶出試験を実施することを記載する。また、再生資材からの放射性物質の溶出のおそれが無いことを溶出試験で確認するため、当該改良材を添加した再生資材について溶出試験を行う旨へ修正する。</li> </ul>
6	再生資材の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資材の利用量に対して、再生資材が過剰な保管量とならないようにすべき。</li> <li>・再生資材の保管期限を設定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再生資材は、用途先の需要に応じて適切な量を保管すること」を追記する。</li> </ul>
7	再生資材利用作業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.2項表1の「年間の再生資材利用作業期間に応じた再生利用可能濃度(Bq/kg)※1」欄における期間は1年のみとし、6か月や9か月は削除すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「年間の再生資材利用作業期間を6ヶ月あるいは9ヶ月もしくはそれら以下に限定した作業時間管理が可能な場合には表1に示すとおりとし、それが困難な場合には作業時間を保守的に考慮し、年間の再生資材利用作業期間を1年とした場合の放射能濃度を適用する。」旨を注記する。</li> </ul>

No.	分類	コメント(質問、意見など)	対応(案)
8	安全裕度	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資材を利用した設計・施工において、「安全裕度」とあるが具体的にどの程度なのか？</li> <li>「安全裕度を見込んだ覆土等厚」の技術的基準は？</li> <li>「安全裕度」という表現は、専門家以外の人には分かりづらいのでは？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表1の覆土厚を基本として、人工構造物の設置等を踏まえた安全裕度を追加的に検討することを想定している。</li> <li>「用語の定義」において解説する。</li> </ul>
9	利用されなかった再生資材の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用先において、再生資材として利用されなかったものの取扱いについてどのように処理するのか追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用されなかった再生資材は再生資材化実施者へ返却する旨を記載している。</li> </ul>
10	維持管理時における点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資材化実施者が、維持管理時のモニタリング(空間線量率の測定)、モニタリング結果の開示を実施すべき。</li> <li>定期点検は「再生資材使用施設ごとにあらかじめ定められた頻度」とあるが、いつ、誰が定めるのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資材化実施者実施する定期点検の頻度としては年に1回程度を想定している。</li> <li>異常時の影響を把握するためのバックグラウンドとして、再生資材化実施者が維持管理時に空間線量率を測定・開示する旨を追記する。</li> </ul>
11	記録の作成・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>各々の記録は、誰が、どの程度の期間、管理するのか？</li> <li>記録作成・管理の項目として、再生資材の施工情報や品質、点検結果、災害時モニタリング結果を追記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資材使用施設の維持管理中は、再生資材化実施者が、再生資材に係る記録を一元的に管理する。</li> <li>再生資材の施工情報や品質、点検結果、維持管理時モニタリング結果、異常時モニタリング結果等を追記する。</li> </ul>
12	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>損傷の程度を判断するための調査方法等やその主体は？</li> <li>災害時に再生資材化実施者が、緊急に対応できるのか？</li> <li>施設管理者が損傷の程度を判断できない場合は、再生資材化実施者に判断を依頼するとされているため、再生資材化実施者が緊急時に迅速に対応できる体制とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理者が損傷の程度を判断できない場合にあっては、再生資材化実施者が再生資材に関する損傷の程度の確認を行う。</li> <li>年間を通じて緊急時の対応が取れるよう予め地方環境事務所等が緊急時も迅速に対応できる体制を整えることとする。</li> </ul>

福島県からの「手引きの検討以前の「再生利用」そのものに対する意見」

(1) クリアランスレベルの確保による再生利用

放射性物質により汚染された除去土壌の再生利用は、原発事故により大きな被害を受け、現在でも飛散した放射性物質の影響に強い不安を抱きながら日々生活している福島県民の感情に全く馴染まない。

また、現在の再生利用に関する状況は、国民的理解の醸成、地元住民等の理解が進まず、風評被害も懸念されているところであり、たとえ多額の費用がかかっても、クリアランスレベルの確保を目指し、制約条件のない土壌として再生利用することを前提とすべき。

(2) 国民・県民の理解

再生利用を実施するのであれば、手引きの策定(意見照会)以前に、再生利用の枠組み(放射性物質の濃度がどの程度低減され、どの地域で、どのような施設に利用するか等)について、国民・県民の理解を得ることが必要不可欠である。

(3) 国直轄事業での推進

再生利用を実施するのであれば、除去土壌が生じる原因を生み出した国の直轄事業で進めていくべきであり、関係省庁(農林水産省、国土交通省等)の理解を得ることが必要不可欠である。